

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和45年10月から47年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和52年4月から55年3月まで
⑤ 昭和57年4月から58年3月まで

私は、数回転居したが、申立期間を含め、国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納めてきた。

また、市町村役場へ行き、現金で国民年金保険料を何期分か支払ったこと、及び支払いを忘れていた時は、自宅に来た集金人に慌てて支払ったこともあり、保険料の支払いを拒否したことはなく、姉と同居していた当時は一緒に保険料を納付していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間は未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、オンライン記録によると、当時、申立人と同居していた申立人の姉は、国民年金保険料を納付していることが確認できる
ところ、申立人及びその姉が所持する国民年金手帳、申立人及びその姉に係るA市町村保管の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に記録されている申立期間③の前後の納付状況から見て、申立人とその姉は一緒に国民年金保険料を納付していたと推認されることから、申立人は、申立期間①及び③について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立期間②のうち昭和45年10月から46年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、現在の申立人の基礎年金番号である国

民年金手帳記号番号*は申立人の姉の氏名で、現在の申立人の姉の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号*は申立人の氏名でそれぞれ払い出されていることが確認できるところ、申立人が所持するB市町村役場発行の国民年金保険料領収証書及びB市町村保管の昭和45年度に係る国民年金保険料収滞納一覧表によると、昭和45年8月7日から46年3月31日までの間に、それぞれの手帳記号番号に係る氏名が訂正されたものと推認できる上、オンライン記録によると、申立期間②の前の44年4月から45年3月までの期間について、平成21年11月16日に申立人に係る納付記録が未納から納付に訂正されていることが確認できることから、氏名が訂正される前の期間については、行政側の記録管理に不備が認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の姉の昭和45年度に係る納付記録について、昭和45年10月から46年3月までの期間の納付記録が平成19年7月20日に取り消されていることが確認できることから、申立人及びその姉の氏名がそれぞれ訂正される以前において、行政側の記録管理に不備が認められることを踏まえると、取り消された申立人の姉の納付記録については申立人に係る納付記録であると考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②のうち昭和46年4月から47年3月までの期間、申立期間④及び申立期間⑤について、申立人は、「国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納めてきた。」と供述しているが、当該期間における国民健康保険に係る記録は保管されておらず、国民健康保険料の納付状況は確認できない上、申立人から当該期間における国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、オンライン記録によると、申立期間②のうち昭和46年4月から47年3月までの期間及び申立期間④について、申立人と同居していた申立人の姉に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間②のうち昭和46年4月から47年3月までの期間、申立期間④及び申立期間⑤における国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②のうち昭和45年10月から46年3月までの期間及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年11月まで

私は、結婚を契機に国民年金に加入し、昭和51年12月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。

年金事務所からの回答によると、加入直後の3か月間の国民年金保険料は納付済みとなっているものの、その後の保険料は未納となっているが、納付書が届いていれば必ず納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、昭和51年1月20日付けで国民年金に任意加入しており、A市町村保管の国民年金保険料検認一覧表において、申立期間直前の同年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は同年1月に納付していることが確認できることから、国民年金に任意加入して間もない申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間中に長男を出産しているが、この時はB都道府県の実家に帰るようなことはなく、A市町村で住んでいた。」と主張しているところ、戸籍謄本において、申立人は、申立期間中にA市町村で長男を出産していることが確認できるなど、申立人は、国民年金加入後、居所に変化がない上、申立期間を通じて、申立人の夫の職業にも変化がないことを踏まえると、申立人は、同市町村から送付された納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで
国民年金保険料は、納付するのが義務だと思ってすべて納付してきており、申立期間について未納となっているのは間違いであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足の昭和36年4月から、厚生年金保険加入前の63年5月までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高いものと認められる。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の夫については、昭和36年4月から60歳到達まで未納期間が無く国民年金保険料を完納していることを踏まえると、申立人についても未納期間が無く国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間を通じて住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社(昭和45年12月1日にB社と合併)における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年1月1日、資格喪失日は45年7月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和43年1月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から44年6月までは5万2,000円、同年7月から45年4月までは6万円、同年5月及び同年6月は7万2,000円とすることが妥当である。

また、昭和42年12月21日から43年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年12月21日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月21日から45年7月25日まで

私は、昭和35年6月からC社に勤務していたが、42年12月にA社に出向し、45年7月からはB社に出向した。54年1月にB社を退職するまでの間、引き続き勤務していたが、ねんきん特別便の記録では、42年12月21日から45年7月25日までの厚生年金保険の記録が無い。給与明細書や家計簿では、申立期間中も厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の関係会社であったC社の当時の事業主及び事務担当者並びにB社の元役員の供述から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和43年1月1日から45年7月25日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整

理番号*に、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号(*)と10番異なる番号(*)で申立人と同姓同名で生年月日も同じ厚生年金保険被保険者の未統合の記録(資格取得日は昭和43年1月1日、資格喪失日は45年7月25日)が確認できる。

また、上記の元事業主、元事務担当者及び元役員は、「申立人は申立期間においてA社で勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年7月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行っていたことが認められる。

なお、昭和43年1月から45年6月までの標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、43年1月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から44年6月までは5万2,000円、同年7月から45年4月までは6万円、同年5月及び同年6月は7万2,000円とすることが妥当である。

- 2 他方、申立期間のうち、昭和42年12月21日から43年1月1日の期間については、上記の元事業主、元事務担当者及び元役員の供述から、申立人はC社からA社に出向し、42年12月21日以降継続してA社に勤務していたと推認でき、申立人が保管する給与明細書によると当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年12月の標準報酬月額については、前述において統合される43年1月の社会保険事務所の記録及び申立人が保管する給与明細書から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の元事業主は、既に死亡している上、元役員は不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

私は、A社で勤務しており、平成17年12月の賞与(41万6,000円)から厚生年金保険料(2万1,399円)を控除されているが、これに係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、41万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管している平成17年12月の賞与に係る「健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書」に申立人の記載が無いことが確認でき、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、A社B事業所に勤務していた期間について、昭和 37 年 3 月 2 日に脱退手当金を受給したこととなっているが、私は、36 年 10 月に結婚のため、同事業所を退職し、結婚後約 1 週間ほどで C 市町村に引っ越しており、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無い。脱退手当金は受給していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時、脱退手当金の代理請求は行っていなかった。」と回答している上、同社B事業所において、昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 40 人の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 14 人と少なく、うち資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定された者は 6 人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 36 年 10 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 574 円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から61年2月まで
申立期間の国民年金保険料については、当時、自営業を営んでいた父(故人)が国民年金の任意加入の手続きを行い、父の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、制度上、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは平成9年1月1日以降である。このため、申立期間当時、保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の父親は60歳到達後の昭和57年*月以降に保険料を納付した記録が確認できないことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該手続き及び保険料納付を行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年12月までの期間及び46年4月から48年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年12月まで
② 昭和46年4月から48年11月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、母親が市町村役場の集金人に納付してくれていた。

母親は、「60歳になったら少しでも国民年金がもらえるので、共済年金と合わせて食べていけるね。」と言っていたので、国民年金保険料の納付を短期間で止めていないはずである。

以上のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和41年10月ごろ、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料も母親が集金人に納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月9日に払い出されていることが確認できることから、払出し当時は、第1回特例納付の実施期間中であることから、申立期間①の国民年金保険料については、現年度納付に加え、過年度納付及び特例納付を利用してさかのぼって納付することが可能であるものの、A市町村では当時、集金人は過年度納付及び特例納付に係る保険料は取り扱っていない上、申立人からさかのぼって保険料を納付したとの主張は無く、前述の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況につ

いては確認することができない。

さらに、申立期間①及び②は合計 68 か月間に及んでおり、その間、国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、高校を卒業後に就職した事業所において厚生年金保険に加入していなかったが、年金は大事であると常々思っていたので、昭和36年ごろ当該事業所を退職した後、自分で手続を行い国民年金に加入した。

それから半年ごとに2年間、A市町村役場の窓口で国民年金保険料を納めたが、結婚が決まったので、その旨を市町村役場に説明すると、「2年間だけ掛けても仕方がない。」と言われたので、国民年金手帳を市町村役場へ返した記憶がある。

以上のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、半年ごとに2年間、国民年金保険料をA市町村役場の窓口で納めたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年3月1日に払い出されていることが確認できることから、申立内容と符合しない。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年2月13日に国民年金に任意加入しており、それ以前に国民年金に加入した記録は無いことが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から46年3月まで
昭和46年ごろ、国民年金保険料がさかのぼって納められると聞き、申立期間の保険料を1万2,000円ほど（夫の未納保険料も含めると3万円ほど）A市町村へ行って納付したことを記憶している。その時の領収書があまりにも汚いので昨年破り捨ててしまったが、納付したことは間違いないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに申立期間の国民年金保険料を1万2,000円ほど納付したと主張しているが、保険料を納付したとする同年は、第1回特例納付の実施期間中であることから、当該特例納付を利用して申立期間の保険料を納付することは可能であるものの、納付に必要となる金額は、過年度保険料と合わせて4万7,400円前後であることから、申立人が主張する金額とは相違する。

また、申立人は、夫の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料も、申立期間の保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、夫の36年4月から43年3月までの保険料は、第2回特例納付期間である50年12月30日付けで7万5,600円納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは相違する上、仮に、夫が特例納付した同年12月に、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとすると、納付に必要となる金額は10万800円となり、申立人が主張する金額とは大きく相違する。

さらに、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したのは、一度のみであると主張しているが、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間以外に、昭和46年4月から51年3月までの申請免除期間の保険料が追納されていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年3月まで

私は、夫が昭和50年12月31日に会社を退職した後、51年1月ごろにA市町村役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、毎月、月末に納税組合の集金人に国民年金保険料と国民健康保険料を合わせて納付していた。

申立期間については、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年1月ごろに国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に払い出されていることが確認できる上、これ以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、夫の保険料と一緒に毎月、集金人に納付していた。」と主張しているところ、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の一部は過年度納付となるが、A市町村では、「当時、集金人は、過年度保険料は取り扱っていなかった。」と回答している上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年7月までの期間及び昭和51年10月から平成6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年7月まで
② 昭和51年10月から平成6年6月まで

会社を退職後、病院にもかからず元気だったので国民健康保険には加入しなかったが、国民年金には、将来の受給のことを考えて加入し、毎月国民年金保険料を払っていた。申立期間が未納となっていることに納得できないので年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは、平成9年1月1日以降である。このため、申立人が申立期間①及び②の保険料をその当時に納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法についての記憶が明確でなく、これらについて具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「平成15年8月から16年1月までの期間については、国民年金の加入期間となっていることから、申立期間①及び②についても国民年金手帳記号番号があったはずであり、加入期間である。」と主張しているが、オンライン記録によると、平成17年10月25日に社会保険事務所（当時）が申立人に対し国民年金保険料の納付勧奨を行っていることが確認できることから、60歳時点（平成17年*月）において年金受給に必要な納付月数（300

月)に満たない申立人が、社会保険事務所の納付勧奨を受けて、さかのぼって保険料を納付するために、15年8月から16年1月までの国民年金未加入期間について、国民年金に加入したものと推認され、当該期間が加入期間であることをもって、申立期間①及び②についても加入期間であることにはならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社に昭和 19 年 1 月 4 日に入社した。入社当時は、軍需工場であり工場内で多くの工員とともに、B製品加工に従事していた。

ねんきん特別便では、A社における被保険者資格の取得日が昭和 19 年 10 月 1 日と通知されている。しかし、62 年 8 月に社会保険事務所(当時)で厚生年金保険被保険者期間を照会した際の回答書には、資格取得日は 19 年 6 月 1 日との記載があるほか、厚生年金保険被保険者証においても、資格取得日は 19 年 6 月 1 日と記載されているので、申立期間において、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた雇用命令書及び休職命令書により、申立人は、昭和 19 年 1 月 4 日にA社に雇用され申立期間において、引き続き勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が全面的に施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを対象としていたところ、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人は同年 3 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得しているものの、労働者年金保険については、その対象外である一般事務系労働者を示す「甲」の印が記入されている上、同社が採用から 1 年半後に申立人に交付した休職命令書には「技手補」と記載されている。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の同記号番号は、申立人がA社に入社する以前から同社の健康保険被保険者であった「甲」種の労働者及び女子労働者と共に連続する番号で、厚生年金保険制度開始時である昭和 19 年 6 月 1 日付けで新規に交付されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人は、A社において、筋肉労働者以外の一般事務系労働者として採用され、申立期間において労働者年金保険の被保険者

でなかったものと認められる。

さらに、申立人の申立期間については、厚生年金保険制度の実施準備期間であることから、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料の徴収は行われていない期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から30年4月まで
② 昭和30年5月から44年5月まで

申立期間①について、A社B支店において勤務していた昭和24年4月から30年4月までの標準報酬月額が1万円となっている。初任給が1万円前後であることは理解できるが、足掛け7年後の退職時まで給与額が1万円のままであったはずがない。その期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を希望する。

申立期間②について、C社において勤務していた昭和30年5月から44年5月までの標準報酬月額と実際の収入額との差額が大きく納得できない。当該期間の収入額に見合う標準報酬月額は、20万円から30万円であったと思う。その期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額が入社時から7年後の退職時まで1万円のままであったはずがないと申し立てている。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和24年4月1日の被保険者資格取得時は2,400円であり、その後、2,500円、3,000円と改定され、退職時における標準報酬月額は、9,000円であることが確認でき、同社から提出されたD組合における申立人の標準報酬月額と一致している。

なお、オンライン記録において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に関する記録が1万円とされていることについては、厚生年金保険法（昭和44年法律第78号）附則第3条により、標準報酬月額が1万円未満の場合はこれを1万円とする取扱いとされていることによる。

また、A社は、「当時の給与規定及び賃金台帳が残っていないため詳細は不明であるが、当時の標準報酬等級記録から同時期入社、退社の方と相対的に比

較しても正当な届出を行っていたと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「当時は基本給が低く、一年たっても昇給は250円程度であった。」と供述しており、申立人及び上記同僚の申立期間①における標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額が著しく低い等の状況は見られず、ほぼ同額で推移していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「A社において勤務していた時に、C社の事業主から現在の給料の10倍を支給するので当社に転職してほしいと誘われ入社した。」と供述し、当時の同僚は、「申立人は、当時の事業主がA社から引き抜いてきた人だったため、申立人の給与額は分からないが、他の人よりは高かったと思う。」と供述しているほか、申立人の健康保険の標準報酬月額から、当該期間の一部において申立人の給与額は、厚生年金保険の標準報酬月額の上限を上回る金額であった時期があることが確認できる。

しかしながら、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級額は、1万8,000円（昭和29年5月1日から35年4月30日まで）から6万円（昭和40年5月1日から44年10月31日まで）であり、申立人が主張する標準報酬月額（20万円から30万円）は、申立期間②の標準報酬月額とはなり得ない。

また、C社は、「当時の賃金台帳、源泉徴収簿及び社会保険に関する資料は、処分済みであるため、当時の状況は把握できない。」と回答しているほか、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間②における給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、連絡の取れた同僚からも、申立人の申立期間②のC社における給与額及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。